

氏 名	もり 森 良 次
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 104 号
学位授与の日付	平 成 13 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 政 策 学 専 攻
学位論文題目	ヴェルテンベルクの産業振興政策と中小経営の発展

論文調査委員	(主 査) 教 授 渡 邊 尚	教 授 今 久 保 幸 生	教 授 岡 田 知 弘
--------	--------------------	---------------	-------------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、19世紀後半のビュルテンベルクの産業発展を中小・零細経営に焦点をあて、これを政策対象とするシュタインバイス主導下の「工商業本部」(Zentralstelle für Gewerbe und Handel)の産業振興政策の分析とその効果の検証とを試みた、経済政策史分析である。本論文は2部構成、各3章、合わせて6章から成り、まず政策分析を行った後に、産業分析に向かうという手順をとっていることが、著者の強い政策史関心を示唆している。

まず序章で問題提起がなされ、本論文の課題と観点が明示される。著者はとくに松田智雄に始まる日本の西南ドイツ研究史に検討を加え、松田の国民経済史的観点は東西両プロイセン地域の経済構造の解明には有効性を発揮してきたが、ビュルテンベルク理解に際しては「特殊南ドイツ的「工業化」を展望するに止まった」と、批判する。そこで著者は、「松田の地域関心は…ドイツ資本主義の地域分立的構造を前提に、地域的産業発展類型の見地から再構成される必要がある」と、本論文での問題意識を鮮明にする。

第I部「政策史編」第1章「産業振興政策の代表部」では、1848年三月革命の直後にビュルテンベルク王国産業振興政策の要として設立された、「工商業本部」の組織と機能が、初代本部長ザウターおよびかれを継いだシュタインバイスの時代を対象にして、分析される。著者はまず、これが王国内務省と商工会議所の中間組織であり、政府機関にして商工業者組織という複合的性格を持つものであることを確認し、次いで多様できめ細かい政策手段、すなわち外国人技術者・熟練工招聘、設備導入補助金、機械・工具購入補助金、国外研修奨学金、移動講習会、産業見本所・図書館の開設、産業新聞発行、世界博覧会出典奨励、営業補習学校・養成作業所・専門学校の設立、貿易会社の創設、産業取引所と証券取引所の設立などの詳細を解明し、また工商業本部の予算支出動向からその活動状況を点検し、繊維産業振興策がその支柱をなし、しかも織物業に焦点が合わせられていたことを確認する。

第2章「「工商業本部」の繊維産業振興政策」では、三様の農村工業振興政策に焦点が合わせられる。すなわち著者は、レース編業についてはリーバース機による芸術的レース製品特化への誘導、大規模かつ体系的に展開された織物業政策については、ジャカール機による工芸織物生産の振興を目的に、移動講習会、専門学校・養成作業所の設立、産業見本所の設立、織物関連産業、とくに漂白・仕上げ工程の革新、石鹼製造、縫製用亜麻糸紡績業の振興、編物産業については、19世紀末までビュルテンベルクに普及していた靴下編業の競争力低下に直面して、靴下編機導入、丸編機導入によるトリコット生産の開始、平行式編機の導入による手編手織工への梃子入れ、以上を詳細に分析する。総じて工商業本部が、農業と結合した中小・零細な手工業的生産者を対象に工芸的製品での機械化を図り、その際技術公開原則の徹底が技術知識の普及を促し、また製品差異化と外部市場志向性を強める結果をもたらしたことが明らかにされる。

第3章「シュタインバイスの産業振興政策論」は、工商業本部の発足時よりその技術顧問に就任し、次いで1856～1880年まで本部長として主導権を発揮した、「ヴェルテンベルク産業の父」フェルディナント・シュタインバイスの産業振興政策論が、分析対象である。著者はまずシュタインバイスの卓越した技術者としての成長過程を辿り、当初かれがリスト的保護

関税論者であり、工商業本部技術顧問として就任したかれの最初の活動が、三月革命期ドイツ国民議会において自由貿易派に対抗して保護主義的運動を展開し、ドイツ統一関税案の策定にあたることであったことを明らかにする。しかし1852年のベルギー視察旅行を転機に、かれが保護関税主義から自由貿易主義に転換し、ドイツ関税同盟ではなく世界市場に販路を求める政策を唱導するにいたったこと、四半世紀にわたる活動の後、1879年のドイツ・ライヒ保護関税導入を契機に、かれがビュルテンベルク政府内で孤立し、工商業本部長辞任のやむなきにいたった過程が辿られる。

ついでシュタインバイスの産業振興政策論が検討され、職業技術教育訓練は「自由、有償、才能」の原則の下に行われるべきこと、すなわち、これが経営内教育訓練と補完関係に立つこと、理論と実践の統合を図る賃銀支払いを伴う作業実習が教育の中心に据えられること、現場の直接生産者の中から中級技術者を養成すること、自助のための支援に徹すること、以上の基本方針が確認される。さらにまた、シュタインバイスの自由貿易論は、これがヴュルテンベルクの産業競争力を高める最適手段であるとの信念に基づくものであり、外部市場を志向する機械技術を装備した手工業的・工芸的輸出産業の奨励策が、内部市場を基盤とする自立的国民経済の建設を志向するフリードリヒ・リストの政策的立場と対照的に異なったことが、明らかにされる。このような産業政策論が、零細農の構造的残存のもとでの「農・工業の縄あい」という西南ドイツの問題状況への、『農地制度論』のリストとは異なるシュタインバイスの現実的対応であったことを、著者は確認する。

第Ⅱ部「産業史編」では、工商業本部の中小経営振興策のもとで機械制生産に移行した編物産業と綿紡織業に焦点が当てられる。

第4章「近代編物産業の発展過程」では、著者はまず編物産業の歴史的起源をユグノー移住を契機とする17世紀末の靴下編業ツンフトの成立にまで遡り、これが19世紀前半に市場環境の悪化への対応を迫られる状況のなかで、1852年フランス人丸編機製造業者フケがシュトゥットガルトに工場を移転したことを転機に、ビュルテンベルク編物産業が新しい発展過程に入ったことを明らかにする。すなわち、1850年代に中小・零細家内経営を基盤としてトリコット生産が始まり、1860～70年代は作業服、兵員用下着の需要増に支えられて最初の興隆期を迎え、1880年代以降ベンガー社の製品革新、羊毛健康下着「イエーガー・ジステム」の開発を機に、編物肌着生産が飛躍的に拡大し、もって編物産業が「大工業化」の時代を迎えるにいたった過程を分析する。他方で平行式編み機の導入による手芸的、奢侈品生産的手編業の新しい技術的発展にも、著者は眼を向ける。総じて1880年代以降の編物産業の大工業化を直接準備したのは工商業本部の産業振興政策ではなく、生産者自身の製品革新であり、それを可能にしたものは編物産業内社会的分業の展開にはかならないというのが、著者の小括である。

第5章「編物産業内の社会的分業の展開」では、著者はまず19世紀後半に編物産業の主要立地となったシュトゥットガルト、バーリンゲン、シュベールビシェアルブ三地域の実態を分析する。ついで編機製造業について、鉤針による編上げ操作を行うフランス式丸編機製造業者フケ社、および舌針による編上げ操作を行う横編機製造業者シュトル社の事例に則して経営史分析を行い、さらに鋼鉄製編針製造企業テオドル・グロッツ父子会社の事例に即して、編物産業内社会的分業の展開を総括し、1880年代以降の編物産業の「大工業化」過程を追跡する。

最終章、第6章「綿紡織業の展開―「シュタウプ社」の事例を中心に―」では、著者は、19世紀後半に大規模紡織兼営工場を生みだしドイツ関税同盟内部市場を基盤に発展を遂げたビュルテンベルク綿紡織業を、「機械制綿紡績シュタウプ父子会社」の事例に則して、その企業成長過程を機械・設備、被用者（外国人技術者・労働者）、製品品種（比較的高番手、捺染キャラコ）、原綿調達、製品販路など製造・流通過程全般について分析する。工商業本部顧問に就任して以来シュタインバイスの強力な支援を受けた、シュタウプ社の二代目経営者、スイス出身のアルノルトが、やがて保護関税主義者に転じ、南ドイツ綿工業家協会初代会長を務めるにいたり、その結果シュタインバイスと袂を分かつにいたる経緯が描き出される。

論文審査の結果の要旨

本論文の高く評価されるべき点として、以下の三つが挙げられる。

第一に、日本の西南ドイツ工業化の本格的な研究は松田智雄と三ツ石郁夫の先行研究を持つにすぎず、しかもこの両者とも工商業本部およびシュタインバイスについては部分的言及に止まっている。研究史のこの状況に照らして、著者が公刊史料、統計資料、同時代文献、シュタインバイスの著作、社史、その他の関連文献を渉猟してこの空白部分を埋めたことは、大きな業績である。本研究によって、それ自体すでに中間組織である商工会議所と内務省との中間組織としての工商業本部の制

度と機能はかなり解明され、さらに、ドイツ産業政策史上の巨人、すでに高橋秀行によって日本に紹介されているプロイセンのC. P. W. ボイトと並び称せられる「ヴェルテンベルク産業の父」シュタインバイスが、日本に初めて本格的に紹介された意義はさきわめて大きい。ドイツ連邦共和国内にいわゆる「南北較差」を生み出しているバーデン・ヴェルテンベルクの強靱な生産力基盤と、これを補強する補完性原則に立つ地域的経済政策を理解する上で、19世紀ヴェルテンベルク王国の産業振興政策の解明は必須の作業である。ようやく本論文によって、今日の問題関心に本格的に応じられる研究成果が実ったことは、まことに慶ばしい。

第二に、本研究はリスト研究にも新しい論点を導入するものである。すなわち、リストと同じくヴェルテンベルクの過剰零細農の堆積という現状認識に立ちながら、シュタインバイスが「リストが無視し、予測しえなかった」（松田）零細農の工業結合に新しい政策目的設定の可能性を看取し、半農半工の農村手工業者の機械化によって「芸術と工業との密接な結合」を図り、もって農村家内工業を高付加価値輸出産業たらしめようとする政策構想のもとで、しかも直接生産者の自発性と自助努力を重んじる補完性原則に立って、動員しうる政策手段を駆使してきめのこまかい産業振興政策を実施したことが詳説されたことは、ドイツ経済政策史にとどまらず経済政策史一般の研究に新しい視野を開くものである。たしかにリストが経済学説史上もしくは経済政策思想史上、後世に及ぼした影響の大きさは計り知れない。しかし、現実には19世紀後半に四半世紀にわたりヴェルテンベルク産業政策の総指揮をとったのは、リストとは対極的政策選択を行ったシュタインバイスであった。自由貿易主義者であり、奢侈品を含む高付加価値製品生産を志向し、輸出競争力の優位を戦略目標に設定したかれが、保護関税主義のうねりのなかで工商業本部を去った僅か2年後に、シュトゥットガルト対岸カンシュタトにゴットリープダイムラーが設立した実験工房、およびその翌年にネカル川とライン河の合流点マンハイムにカール・ベンツが設立したエンジン工場の後身が、まさにシュタインバイスの政策的技術・市場選択を企業戦略の次元において継承していることを考え合わせるならば、工商業本部が「シュタインバイスの時代」を持ったことを明らかにした本論文の貢献は、まことに大きい。

第三に、著者がヴェルテンベルクの繊維産業の中でも編物産業に焦点をあて、歴史的産業連関を辿った試みは、次の二つの意味で高く評価される。すなわち、①これは従来の繊維物業に偏した研究動向に修正を迫るものである。日本のドイツ経済史研究における繊維工業分析は、日本の繊維工業を長らく刻印してきた川上部門第一主義の学問的反映でもあるが、理論的にはとくにリストの紡績重視論に影響されて、長らく紡績における工場制度の検出に関心を集中してきた。近年は織布、染色・仕上げへと次第に川下部門にも関心が向けられるようになったものの、織布と並ぶ川中部門である編物業に対する関心はまだ本格化していない。しかし、本論文は編物が作業服、兵員用下着としてドイツ関税同盟内市場に安定した販路を見出した大量生産物であったことを検証し、よって編物業が織布業に匹敵する川中部門であることを明らかにした。ドイツ繊維工業史研究で編物業を初めて本格的な分析対象に据えた点で、本論文は開拓的意義を有する労作である。

②普及品、定番品としてばかりでなく、奢侈品、高級品としての編物製品も、本論文の問題関心の主要対象とされていることも注目に値する。従来、経済分析の際の商品史的関心は、日本では概して普及品、定番品に向けられてきた。それは、これまた利潤関心が比較的希薄な日本の製造業が、長らくそのような製品選択に傾斜してきたことの学問的反映でもあるが、理論的にはとりわけ『資本論』第2巻の再生産表式において、マルクスが消費手段を生活必需品と奢侈品とに峻別したために、両者が範疇的に異なるという日本固有の思いこみを生み、これが奢侈品関心を抑え込んでしまったことも見落せない。西南ドイツ企業の商品戦略が、機械技術と結びついた手工業的熟練の所産である文化付着の高級銘柄品を輸出し、海外市場で高利潤を取得するという方向性を堅持してきたことを想起するならば、著者の問題提起は、低利潤の経済から高利潤の経済への転換を迫られている日本経済の現状に照らして、まさに今日的意義を主張しうるものである。

第四に、編物産業の技術的發展過程が著者の多大な努力によって丹念に考証されていることも、本論文の業績として挙げられるべき点である。しかもその際に著者は、これまで正当な関心を払われないうままにきた19世紀ドイツ編物産業の歴史的技術用語に関して、一語一語の正確な訳出に時には徒労に終わるほどの莫大な時間支出を要したはずである。しかし、著者は賞賛すべき粘り強さを発揮して内外の関連文献を参照し、これらの用語の信頼度の高い訳出作業を黙々と積み重ねてきた。そのような地道な努力の成果でもある本論文が、後に続くドイツ語圏編物産業史研究者の負担を大幅に軽減することに、疑いを入れる余地はない。これまた学界に対する小さからぬ貢献と言うべきである。

以上のように、本論文は総じて高く評価されるべきものであるが、しかし、以下のような指摘を免れるものではない。

第一に、本論文は経済史分析というよりも、経済政策史分析であり、そのために、まず政策過程が分析され、次いでその効果を検証するために産業史分析が行われるという段取りをとっている。しかし、産業史分析の後に来るべき総括がなく、したがって著者が最終的にどのような政策評価を下しているのかが判然としない。この指摘に対して、著者は産業史分析はそれ自体が検証作業なのだと答えるかもしれない。しかし、「1880年代以降のヴュルテンベルク経済を主導した編物産業の大工業化」の検証が、どうして「中小経営の振興を目的とし」た工商業本部の産業振興政策の効果の検証になるのだろうか。著者の政策評価は予断の域をまだ十分には出ていないと言わざるをえない。この予断を正当化する根拠は、おそらく「バーデン＝ヴュルテンベルク州は、現在ドイツ連邦共和国の中で最も発達した産業地域の一つ」であるという、通説化した現状認識であろう。もしそうであるならば、多くの論者が政策評価に際して安易に用いる基準、すなわち「この後に来るがゆえに、このためなり」という先後関係の因果関係への置換えに、著者もまた依拠していることになる。著者は煩をいわず具体的な各政策手段に即して点検を行い、それぞれの効果を検証して、ザウター＝シュタインバイス率いる工商業本部の産業振興政策が、どの部面で、どの程度成功し、どの部面で失敗したのか、さらにどのような副次的結果を生んだのかを明らかにする必要がある。このような諸作業をまって初めて、工商業本部の産業振興政策の客観的かつ総合的評価が可能になるはずである。

第二に、本論文において著者はとりわけシュタインバイス個人の政策構想に焦点をあてている。この対象限定が本論文に大きな成果を上げさせたことはたしかであるが、その反面で「歴史における個人の役割」が一面的に強調される結果となっていることも否みがたい。しかも、リストとは別の意味でシュタインバイスもまた挫折したことに着目するならば、著者のシュタインバイス解釈にも問題が残る。著者は、松田の「リストよりシュタインバイスへの移行」を段階論として斥け、「[リストに対する]シュタインバイスの産業振興政策論の[路線の]独自性を見落としている」と批判するが、これは別の箇所著者が施している解釈、すなわち、「[シュタインバイスを]ヴュルテンベルク経済の実状を踏まえ発想を自在に転換する、状況対応能力の高さを示す…現実主義者として捉えることが、彼の産業振興政策の本質を理解するうえでは重要である」という解釈と整合しない。ビュルテンベルク工業化の進展とともに問題状況も変化し、シュタインバイスの政策行動がこれに柔軟に対応する現実主義的なものであったのならば、それは状況変動の反映でもあり、その意味ではむしろ段階論的理解に適合的だからである。シュタインバイス解釈を一層整合的に深めるために、著者はシュタインバイスの時代のビュルテンベルク自由貿易主義の基盤を、王国議会議員、官僚、商工業者、労働者農夫など各社会層の利害状況に照らして構造的に解明し、この全体状況の中にシュタインバイスの政策構想・行動を位置づける必要がある。このことにより、四半世紀にわたりシュタインバイスが工商業本部の主導権を掌握できた根拠ばかりでなく、1870年代のビュルテンベルク政策基調の転換のためにシュタインバイスが工商業本部を去らなければならなかったことの意義もまた、明らかにされよう。

第三に、著者は「ドイツ資本主義」、「第二次産業革命」、「ヴュルテンベルクの産業革命」、「機械工(産)業を中心とする(軸にした)産業地域」という用語を、著者なりの概念規定を明確にしないまま使っている。著者が松田の先行研究を批判して、「ドイツ資本主義の地域分立的構造を前提に、地域的産業発展類型論の見地に立つ」必要を唱える際に、かりに「ドイツ資本主義」を実体と理解しているのであれば、著者にとってビュルテンベルクは固有な地域特性を持つものの「ドイツ資本主義」の一構成部分にすぎず、したがって「地域発展類型論」自体が、著者に批判されている国民経済史的枠組の中に止まっていることになろう。かっこつきではあれ「第二次産業革命」という用語の使用は、著者が実は「ドイツ資本主義」者であることを自ら告白するものである。この場合、それでは「ドイツ資本主義」と「地域発展類型」との関係をどのように解釈するのかという問いが、著者に突きつけられるだろう。逆に、著者がもしも「地域的産業発展」を実体と解釈しているならば、「ドイツ資本主義」なるものは虚構にすぎないということになろう。「ヴュルテンベルクの産業革命」、「機械工(産)業を中心とする(軸にした)産業地域」という用語の使用は、著者が「ビュルテンベルク資本主義」者の立場をとろうとしていることをも示唆する。後者が著者の本来の立場であるならば、それでは「ビュルテンベルク資本主義」と政治的領域であるドイツ・ライヒとの関係をどのようなものとして著者は理解するのかと、問われるだろう。いずれにしてもこの問題領域に踏み込むためには、少なくともドイツ・ライヒの産業・貿易構造のなかでビュルテンベルクのそれが占める位置の確定が不可欠である。とはいえ、これは本論文の対象限定をはるかに超えるものであろう。そうであればなおのこと、これまでドイツ経済史家をさんざん悩ませてきた蹟きの石を避けるために、著者は用語法にもっと慎重を期すべきであった。

第四に、第三の点は実は著者の先行研究批判、とりわけ松田批判に問題があることを示すものである。著者は、松田が「特殊南ドイツ的「工業化」を展望するに止まった」と手厳しく批判するが、これはおよそ當をえない批判である。著者が引用している松田の「いわゆる「工業化」の歴史的過程について」と題する先駆的論文が、「資本主義の南ドイツ的基盤」という副題を附し、しかも「これは、実は単にこの地方的な地帯〔バーデン・ビュルテンベルク地帯〕のみが示す特殊な構造ではなく、むしろ、視野を拡げれば、オーストリア、スイス、フランス、イタリア、またはルクセンブルク、ベルギー、オランダ、デンマーク、スウェーデンというあの中部ヨーロッパの带状に南北に伸長する地帯全般のそれに連なっている。このようなものとして、ヨーロッパの「工業化」過程を理解することは、現在新たに与えられている学問的要請であろう」という、今日のEU経済圏の成立を見通した問題提起でもって結ばれていることを、著者は見落していると指摘せざるをえない。たしかに松田の叙述に曖昧さが残り、それが誤解を生む余地を残していることは否めない。しかし、松田が長年にわたるドイツ経済史との苦闘の末に、ようやくにして南ドイツ資本主義の型にこそ、むしろドイツ全域を含む中部ヨーロッパ一般の型を見て取ろうとする立場に達したことをあえて無視する著者の批判姿勢は、それ自体が批判の対象になりうる。

ただし以上の問題点のうち、第一と第二は著者が引き続き取り組むべき課題であると認識すれば、それでよい。第三は、第一と第二の課題の遂行を通して著者のビュルテンベルク研究の進展が、やがてビュルテンベルクとドイツ・ライヒとの関係に対しても積極的主張を自らに許すようになるまで、用語法の禁欲に徹すればそれで十分である。第四は、先行研究の批判的検討に勇み足があったことを反省し、今後、内在的批判の方法と作法とを身につけるための修練に怠りがなければ、それで足りる。若い世代の感性をもって研究史の既存の問題関心の硬直性を破り、またバーデン・ビュルテンベルクの図書館、史料館を探訪して、シュタインバイスがビュルテンベルク経済政策史に残した巨大な足跡を丹念に発掘した著者の実証努力が、これらの問題点によってそれ自体の価値を減ずるわけではけっしてない。よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認められる。

なお平成12年12月26日論文内容に対し、またそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。